

令和5年第4回網走市教育委員会会議録

令和5年3月28日（火）午前9時30分 西庁舎会議室に招集した。

1. 出席者は次のとおりである。

教育委員 富永 雄一 ・ 中山 真弓 ・ 佐々木 砂宗 ・ 池田 真哲
教育長 岩永 雅浩

2. 会議の議案は、次のとおり。

議案第1号 網走市学校給食共同調理場管理規則の一部を改正する規則制定について
【公開】【原案可決】

議案第2号 網走市学校管理規則の一部を改正する規則制定について【公開】【原案可決】

議案第3号 オホーツク・文化交流センター条例施行規則の一部を改正する規則制定
について【公開】【原案可決】

議案第4号 網走市学校運営協議会委員の任命について【公開】【原案可決】

議案第5号 網走市教育委員会職員の任免について【公開】【原案可決】

報告第1号 網走市教育委員会職員の任免について【公開】【報告承認】

報告第2号 令和5年4月1日付校長・教頭人事について【公開】【報告承認】

3. 説明のため出席した者は、次のとおり。

学校教育部長	田 口 徹
社会教育部長	吉 村 学
学校教育部次長	大 垣 正 紀
学校教育部次長	小 松 広 典
学校教育部参事	高 橋 善 彦
社会教育課長	湯 浅 崇
スポーツ課長	大 西 広 幸
スポーツ課参事	佐 藤 潤 一
図書館長	細 川 英 司
美術館長	古道谷 朝 生
博物館	米 村 衛

4. 会議の書記は、次のとおり。

学校教育課庶務係 田 中 友 理

5. 会議の署名委員は、次のとおり。

本日出席委員全員および教育長

岩永教育長 ただ今から令和５年第４回網走市教育委員会を開会いたします。
本日の出席委員は教育委員４名と教育長が出席しております。
本日の会議録署名委員の指名ですが、出席をされている委員全員と教育長
といたします。

本日は、議案５件、報告２件でございます。それでは、本日の議題に入ります。議案第１号「網走市学校給食共同調理場管理規則の一部を改正する規則制定について」を上程いたしますので、事務局の説明をお願いします。

小松学校教育部長 ただ今、ご上程いただきました、議案第１号「網走市学校給食共同調理場管理規則の一部を改正する規則制定について」ご説明申し上げます。
議案書の１ページから２ページ、並びに教育委員会資料の１ページから３ページをご覧ください。

改正の趣旨でございますが、学校給食共同調理場の一部集約に伴い、配食を受ける学校数が増加したため、当該規則の一部を改正しようとするもので、内容については、運営委員会の構成人数の上限を最大となる南地区共同調理場を想定し、１２人以内から２５人以内に改めようとするものでございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

岩永教育長 ただ今、議案第１号につきまして、提案理由の説明がございました。これにつきまして、ご質問あるいはご意見がございましたら、お受けしたいと思います。

富永委員 １２人から２５人に変更となる試算内訳を教えてください。

小松学校教育部長 これまでは、親子２校が最大であり、校長と教頭、栄養教諭、給食調理員、ＰＴＡ、教育委員会事務局職員、その他必要と認める者としており、校長と教頭は学校数、栄養教諭は１名、給食調理員は１名、ＰＴＡは学校数、教育委員会事務局職員は３名、その他１名の合計１２名と想定しておりました。今後、最大５校となるため、校長５名、教頭５名、栄養教諭１名、給食調理員１名、ＰＴＡ５名、教育委員会事務局職員は３名、その他５名となります。

岩永教育長 他にいかがでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第１号について、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「ありません」との発言）

異議なしと認めまして、本案は原案のとおり決定させていただきます。

次に、議案第2号「網走市立学校管理規則の一部を改正する規則制定について」を上程いたしますので、事務局の説明をお願いします。

小松学校教育部次長 ただ今、ご上程いただきました、議案第2号「網走市立学校管理規則の一部を改正する規則制定について」ご説明申し上げます。
議案書の3ページから4ページ、並びに教育委員会資料の4ページから19ページをご覧ください。

改正の趣旨でございますが、学校教育法施行規則の一部を改正する省令が施行され、新たに研修主事に関する規定が設けられたことに伴い、網走市立学校管理規則について、当該規則の一部を改正しようとするもので、内容については、研修計画の立案その他の研修に関する事項について連絡調整および指導、助言にあたることを想定し、市立学校に置く主任等として、研修主事を追加するものでございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

岩永教育長 ただ今、議案第2号につきまして、提案理由の説明がございました。これにつきまして、ご質問あるいはご意見がございましたら、お受けしたいと思います。

佐々木委員 研修主事として、新たに加わる役職という認識でよろしいでしょうか。

小松学校教育部次長 その通りでございます。

佐々木委員 主幹教諭とは別でしょうか。

大垣学校教育部次長 主幹教諭は管理職扱いのため、別の役職となります。

岩永教育長 教育委員会資料の6ページに、詳細を記載しております。
他にいかがでしょうか。

中山委員 研修計画の立案とその他研修に関する事項となっておりますが、研修主事が一人で作成するのか、それとも中心となって進めていくのか教えてください。

大垣学校教育部次長 学校には研修部があり、学校規模によりますが、複数名で設営されており、長となる人が研修部長、もしくは研修主任という名称でしたが、改めて改正に伴って研修主事に変更となります。役割は、研修計画について、原案

を作成し、学校に提案していくという流れになります。

富永委員

研修は学校内のみでしょうか。

大垣学校教育部次長

基本的には校内研修ですが、校外研修や視察等について、研修部で役割分担をし、それをまとめる者が研修主事となります。

岩永教育長

それでは、お諮りいたします。議案第2号について、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「ありません」との発言)

異議なしと認めまして、本案は原案のとおり決定させていただきます。

次に、議案第3号「オホーツク・文化交流センター条例施行規則の一部を改正する規則制定について」を上程いたしますので、事務局の説明をお願いします。

湯浅社会教育課長

ただ今、ご上程させていただきました、議案第3号「オホーツク・文化交流センター条例施行規則の一部を改正する規則制定について」ご説明いたします。

議案書5ページ、6ページをご覧ください。

まず、施行規則改正の趣旨についてでございますが、令和4年12月1日付で網走市公共施設予約サービスを開始し、オンライン上でも施設の利用申請が行えることとなったことから、条例施行規則第4条、利用の申込みの内容に変更が生じることとなったため、規則の改正を行うものであります。

改正内容につきましては、議案書6ページの新旧対照表をご覧くださいと思いますが、オホーツク・文化交流センター条例施行規則第4条第1項を改正するもので、現行においては、「センターの利用承認を受けようとする者は、利用申込書（第1号様式）により、教育委員会に申し込まなければならない」とされているところを、改正案としましては、「センターの利用承認を受けようとする者は、利用申込書（第1号様式）又は、網走市公共施設予約サービスにより、教育委員会へ申し込まなければならない」と改正するものであります。

施行期日は、公布の日からとなりますが、令和4年12月1日より適用し、公布日までの申し込みは「なされた行為」として施行予定です。

改正後の全文につきましては、委員会資料20ページから24ページに掲載の

とおりであります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

岩永教育長 ただ今、議案第3号につきまして、提案理由の説明がございました。これにつきまして、ご質問あるいはご意見がございましたら、お受けしたいと思います。

佐々木委員 いたずら等防止のため、インターネット上での予約確認を職員が確認しますか。

湯浅社会教育課長 仕組みとして、申請時にログインIDとパスワードを入力していただくこととし、予約時に承認のメールを通知しております。不正に複数予約することが出来ないようにしております。

佐々木委員 わかりました。

岩永教育長 それでは、お諮りいたします。議案第3号について、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
(「ありません」との発言)

異議なしと認めまして、本案は原案のとおり決定させていただきます。

次に、議案第4号「網走市学校運営協議会委員の任命について」を上程いたしますので、事務局の説明をお願いします。

小松学校教育部次長 ただ今、ご上程いただきました、議案第4号「網走市学校運営協議会委員の任命について」ご説明申し上げます。
議案書の7ページから16ページをご覧ください。

この協議会は、網走市学校運営協議会規則に基づき、任期を2年として設置されておりますが、8ページの網走小学校、9ページの西小学校と中央小学校と第二中学校、11ページの南小学校、12ページの潮見小学校、15ページの第一中学校、16ページの第三中学校の学校運営協議会は校長の人事異動による任命と、確定しているPTA役員退任等の解任を行うもので、任期は前任者の残任期間の令和6年3月31日となります。

10ページの呼人小中学校は、委員全員の任期が令和5年3月31日となっており、(空白期間ができないよう、) 確定している委員を任命し、13ページから14ページの運営協議会は、2年の任期が令和5年3月31日までとなっていることから全員の改選となります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

岩永教育長 ただ今、議案第4号につきまして、提案理由の説明がございました。これにつきまして、ご質問あるいはご意見がございましたら、お受けしたいと思います。

佐々木委員 南小学校について、解任予定者の2の菊地氏は、入れ替わりの方はいないという認識でよろしいでしょうか。

小松学校教育部次長 現時点では、解任の方のみ学校から報告が来ている状況でございます。

佐々木委員 今後、新しい方が任命される場合があるということでしょうか。

小松学校教育部次長 学校からそういった話があれば、議案として提案させていただきたいと思
います。

佐々木委員 わかりました。

岩永教育長 それでは、お諮りいたします。議案第4号について、原案のとおり決定す
ることに、ご異議ございませんか。

（「ありません」との発言）

異議なしと認めまして、本案は原案のとおり決定させていただきます。

次に、議案第5号「網走市教育委員会職員の任免について」を上程いたし
ますので、事務局の説明をお願いします。

小松学校教育部次長 ただ今、ご上程いただきました議案第5号「網走市教育委員会職員の任免
について」ご説明申し上げます。
議案書17ページから18ページをご覧ください。

まず、共同調理場関係についてですが、学校給食の共同調理場については、
網走市学校給食共同調理場管理規則により校長を場長に、教頭を次長に任
命することになっております。

解職の関係では、表の上から順番に校長の退職に伴い、桂ヶ岡共同調理場
長の吉田校長、南地区共同調理場長の山田校長を、また東部地区共同調理
場の廃止により、場長の太田校長、次長の林教頭を、西部地区共同調理場
においては、次長の安倍教頭が転出することから網走市教育委員会職員を
解き、それぞれの場長・次長の職を解くこととなります。

任命の関係では、校長の転入により、桂ヶ岡地区共同調理場の畠山校長と南部地区共同調理場の平野校長を場長に、また潮見地区共同調理場の新設により橋本校長を場長に、宮崎教頭を次長に、西部地区共同調理場においては、遠藤教頭を教育委員会職員に任命し次長に、それぞれの職を命ずるものとなります。

次に、教育委員会事務局職員関係です。

学校教育部長の田口が退職することから、網走市教育委員会職員を解くこととなり、新たに観光商工部商工労働課長の北村が学校教育部長に命ぜられております。

学校教育部次長の小松が転出することから、網走市教育委員会職員を解くこととなり、新たに学校教育部参事の高橋が学校教育課長に命ぜられております。網走市教育委員会職員の任免については、以上でございます。

岩永教育長

ただ今、議案第5号につきまして、提案理由の説明がございました。これにつきまして、ご質問あるいはご意見がございましたら、お受けしたいと思っております。

（「ありません」との発言）

それでは、お諮りいたします。議案第5号について、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「ありません」との発言）

異議なしと認めまして、本案は原案のとおり決定させていただきます。

次に、報告第1号「網走市教育委員会職員の任免について」を上程いたしますので、事務局の報告をお願いいたします。

小松学校教育部次長

議案書の19ページから20ページをご覧ください。

ただ今上程いただきました、報告第1号「網走市教育委員会職員の任免について」ご説明させていただきます。

今回、教育委員会の職を解かれ、他部局に発令された一般職員は5名、他部局から教育委員会職員に任命されたのは9名でございます。このうち、新規採用の職員は1名でございますので報告させていただきます。以上でございます。

岩永教育長

ただ今、報告第1号につきまして、事務局から報告がございました。これにつきまして、ご質問あるいはご意見がございましたら、お受けしたいと

思います。

（「ありません」との発言）

ただ今、報告のありました報告第1号につきましては、報告のあったとおり承認することといたします。

次に報告第2号「令和5年4月1日付校長・教頭人事について」を上程いたしますので、事務局から報告をお願いいたします。

小松学校教育部次長 議案書の21ページから23ページをご覧ください。

ただいま上程いただきました、報告第2号「令和5年4月1日付け校長・教頭人事について」ですが、3月10日の委員会で付議をしました「校長・教頭の内申」につきまして、それぞれ、記載のとおり発令されましたので、ここにご報告いたします。以上でございます。

岩永教育長

ただ今、報告第2号につきまして、報告がございました。これにつきまして、ご質問あるいはご意見がございましたら、お受けしたいと思います。

（「ありません」との発言）

ただ今、報告のありました報告第2号につきましては、報告のあったとおり承認することといたします。

以上で、本日の案件につきましては全て終了いたしました。その他、案件以外で何かございますか。

なければ、以上をもちまして本日の教育委員会を閉会させていただきます。お疲れ様でした。

【午前10時07分 閉会】